

鳥取県営鳥取空港特定運営事業等

要求水準書（案）

平成30年—4月—20日

（令和5年 月 日 改訂）

鳥取県

[目次]

第1章 総則	1
第1節 概論	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 要求水準書の適用範囲	1
3 要求水準書の構成	2
4 遵守すべき法令等	3
(1) 法令	3
(2) 条約	4
(3) 県条例・規則等	4
(4) 県計画等	4
(5) 基準等	4
5 要求水準の変更	5
第2節 本事業の概要	6
1 対象施設	6
2 事業場所	6
(1) 所在地等	6
(2) 運営権設定対象施設	6
(3) 空港用地外	6
3 事業期間	6
(1) 本事業の事業期間	6
(2) 運営権の存続期間	6
4 本事業の範囲	76
(1) 特定運営事業	77
(2) 任意事業	8
第2章 事業全体に関する要求水準	9
第1節 基本的事項に係る要求水準	9
1 規程の策定・運用	9
(1) 空港供用規程	9
(2) 空港 <u>保安機能</u> 管理規程	10
2 緊急時対応	15
第2節 業務全般に係る要求水準	16
1 空港の管理運営	16
2 業務の円滑な <u>承継</u> 及び実施	16
(1) 契約等の承継	16
(2) 業務の継続及び引継ぎ	16
(3) 事業計画	16
(4) モニタリング	17
3 地域との連携	18
4 施設の利用に係る料金の設定及び収受	18
5 費用の負担	19
(1) 更新投資に係る費用負担	19
(2) ハイジャック等防止対策に係る費用負担	20
(3) 保険の加入	20
6 その他	20

第3章 空港基本施設等運営に関する要求水準	21
第1節 対象施設	21
第2節 要求水準	21
1 空港基本施設等運営等業務	21
(1) 空港の運用業務（制限区域内の安全管理、エプロン運用等）	21
(2) 障害物監視業務（制限表面突出物件等の監視等）	21
(3) 空港基本施設等の警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）	21
(4) 航空器機事故等の危機管理対策業務	21
(5) 危機管理業務（消防・救難業務等）	21
(6) 鳥獣防除業務	21
(7) 除雪業務	21
(8) 飛行場リモート対空援助業務対応業務	21
(9) 航空情報（ノータム）発出業務	21
(10) 空港基本施設等のその他の運営業務	21
(11) 空港基本施設等の維持管理業務	22
2 空港航空保安施設等運営業務	22
(1) 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の運営業務	22
(2) 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の維持管理業務	22
3 空港用地運営等業務	22
(1) 県関係機関又は県が指定する者への無償での空港用地の貸付業務	22
(2) 県が指定する者への有償での空港用地の貸付業務	22
(3) その他第三者への空港用地の貸付業務	22
(4) 空港用地の維持管理業務	22
第4章 國際会館等運営等業務に関する要求水準	23
第1節 対象施設	23
1 國際会館（増築部を含む）	23
2 駐車場施設	23
第2節 要求水準	23
1 國際会館運営業務	23
(1) 國際会館の利用に係る料金の設定及び收受	23
(2) 國際チャーター便関連設備の管理	23
(3) 國際会館のテナント等に対する貸付業務	23
(4) 國際会館におけるサービス提供業務	23
(5) 國際会館の警備業務	24
(6) 國際会館の維持管理業務	24
(7) 名探偵コナンの装飾に係る維持管理業務（新規設置、更新及び修繕は除く）	24
(8) 國際会館のその他の運営業務	24
2 駐車場施設等運営等業務	24
(1) 駐車場施設等の利用に係る料金の設定及び收受	24
(2) 駐車場施設等の警備業務	24
(3) 交通誘導業務	24
(4) 駐車場施設等のその他の運営業務	24
(5) 駐車場施設等の維持管理業務	25
(6) 除雪業務	25

第5章 環境対策事業に関する要求水準	26
第1節 航空機騒音対策業務に関する要求水準.....	26
1 航空機騒音測定業務への協力	26
2 滑走路利用割合に関する地元調整への協力.....	26
3 県が実施する空港周囲部管理事業への協力.....	26
第6章 附帯事業に関する要求水準	27
第1節 就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業に関する要求水準.....	27
第2節 ハイジャック等防止対策に関する要求水準.....	27
第3節 協議会等への参画	27
第7章 任意事業に関する要求水準	28

第1章 総則

第1節 概論

1 要求水準書の位置付け

鳥取県営鳥取空港特定運営事業等要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、鳥取県営鳥取空港（以下「本空港」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）に基づく地方管理特定運営事業（以下「特定運営事業」という。）と、これに付随する事業を一体として行う「鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）」を実施するにあたり、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号。以下「空港条例」という。）第22条第1項に基づく本事業の遂行に係る基準であり、鳥取県（以下「県」という。）がPFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定した者（PFI法第16条に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。））に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書は本事業の実施において実施契約の当事者を拘束するものであり、運営権者は、本事業の事業期間にわたり、要求水準書を遵守しなければならない。このため、事業期間において運営権者が要求水準書を遵守できないことが確認された場合は、実施契約の定める規定に基づき、契約解除等の措置がなされる場合がある。

2 要求水準書の適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

3 要求水準書の構成

要求水準書の構成及び要求水準書で規定する事業範囲との関係は、図表1のとおりである。

図表1 要求水準書で規定する事業範囲との対応関係

構 成		事業範囲との関係
第1章 総則	第1節 概論	—
	第2節 本事業の概要	—
第2章 事業全体に関する要求水準	第1節 基本的事項に係る要求水準	—
	第2節 業務全般に係る要求水準	空港運営等事業 環境対策事業 附帯事業 任意事業
第3章 空港基本施設等運営に関する要求水準	第1節 対象施設	空港基本施設等運営等業務 空港航空保安施設等運営等業務 空港用地運営等業務
	第2節 要求水準	
第4章 国際会館等運営等業務に関する要求水準	第1節 対象施設	国際会館施設運営等業務 駐車場施設等運営等業務
	第2節 要求水準	
第5章 環境対策事業に関する要求水準	第1節 航空機騒音対策業務に関する要求水準	環境対策事業
第6章 附帯事業に関する要求水準	第1節 就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業に関する要求水準	空港の就航促進・利用促進、空の駅化に関する事業
	第2節 ハイジャック等防止対策に関する要求水準	—
	第3節 協議会への参画	—
第7章 任意事業に関する要求水準		任意事業

4 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

(1) 法令

- ① PFI法
- ② 民活空港運営法
- ③ 空港法（昭和31年法律第80号）
- ④ 航空法（昭和27年法律第231号）
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ⑨ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- ⑩ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑪ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑰ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑳ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ㉑ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ㉒ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ㉓ 净化槽法（昭和58年法律第43号）
- ㉔ 砂防法（明治30年法律第29号）
- ㉕ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ㉖ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ㉗ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ㉘ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ㉙ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ㉚ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ㉛ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ㉜ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ㉝ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ㉞ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
- ㉟ 気象業務法（昭和27年法律第165号）
- ㉞ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ㉟ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ㉞ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ㉟ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ㉞ 測量法（昭和24年法律第188号）
- ㉟ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
- ㉟ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- ㉞ その他関係法令

(2) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

(3) 県条例・規則等

- ① 空港条例
- ② 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和 42 年鳥取県規則第 37 号）
- ③ 鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年鳥取県規則第 37 号）
- ④ 鳥取県環境影響評価技術指針（平成 25 年鳥取県告示第 253 号）
- ⑤ 水質汚染防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年鳥取県条例第 40 号）
- ⑥ 鳥取県自然環境保全条例（昭和 49 年鳥取県条例第 41 号）
- ⑦ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）
- ⑧ 鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）
- ⑨ 鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）
- ⑩ 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成 20 年鳥取県条例第 2 号）
- ⑪ ようこそようこそ鳥取県観光振興条例（平成 21 年鳥取県条例第 44 号）
- ⑫ その他県関係条例・規則等

(4) 県計画等

- ① 鳥取県の将来ビジョン（追補版）（~~平成 26 年 10 月令和 2 年 10 月~~）
- ② 鳥取県地域防災計画（~~令和 4 年度修正平成 27 年度補正~~）
- ③ 第 2 次鳥取県環境基本計画（~~平成 24 年 3 月~~）令和新時代とつり環境イニシアティブプラン（~~令和 4 年 3 月改訂~~）
- ④ 鳥取県公共施設等総合管理計画（~~平成 28 年 3 月令和 4 年 3 月一部改定~~）
- ⑤ 鳥取県有施設中長期保全計画（~~平成 29 年 2 月令和 4 年 3 月改定~~）
- ⑥ 鳥取空港維持管理・更新計画（平成 26 年 4 月）
- ⑦ ようこそようこそ鳥取県運動取組指針（平成 ~~27~~31 年 3 月改定）
- ⑧ その他関係計画等

(5) 基準等

- ① 空港土木施設の設置基準・同解説（平成 25 年 6 月）
- ② 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ③ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針等
- ④ Airport Development Reference Manual
- ⑤ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑥ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑦ 空港 ~~保安機能~~ 管理規程に係る航空局通達
- ⑧ その他関係基準等

5 要求水準書の変更

県は、法令等の変更によってより要求水準の内容を変更する必要がある場合には、これを運営権者に対して通知する。この通知をもって要求水準は変更されるものとし、運営権者はこれを遵守すること。

また、県及び運営権者は、要求水準書の内容について相手方に協議を申し入れることができる。この場合、法令等に反しない限り、両者で合意した範囲において要求水準書を変更することができる。要求水準書を変更した場合、運営権者は、変更後の要求水準を遵守すること。

第2節 本事業の概要

1 対象施設

本事業の対象となる施設及び用地（以下「対象施設」という。詳細は別紙1のとおり。）は、以下のとおりである。対象施設のうち、①から③までを「空港基本施設等」という。

~~また、県において、鳥取空港ビル株式会社が所有する国内線ターミナルビルと県が所有する国際会館（国際線ターミナルビル）との一体化工事を行っており、本事業の開始までに完了予定であり、増築部は運営権設定対象施設に含まれる。~~

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）
- ② 空港基本施設附帯施設等（場周道路、場周柵、ゲート等）
- ③ 空港基本施設管理施設（消防車庫、電源局舎等）
- ④ 空港航空保安施設等（航空灯火、灯火整備棟等）
- ⑤ 国際会館（国内線ターミナルビルとの一体化による増築部を含む）
- ⑥ 除雪車庫
- ⑦ 駐車場等（駐車場、構内道路）
- ⑧ 空港用地

2 事業場所

（1）所在地等

本事業の対象となる事業場所は、空港条例に基づき公示された本空港の区域であり、その所在地等は以下のとおりである。

所在地：鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町

本空港の区域の面積：107.3ha

（2）運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は、すべて地方自治法第238条第1項に規定する県の所有に属する公有財産であり、分類としては、同法第238条第4項に規定する行政財産である。

県は、本事業において運営権者が運営権設定対象施設の一部を第三者に貸し付ける場合があること等に鑑み、運営権者に対して、行政財産使用貸借契約書に記載される条件で運営権設定対象施設を貸し付ける。

なお、運営権者は、事業開始日以降に第三者との間で新たに運営権設定対象施設の貸付契約を締結する場合、あらかじめ県に対して転貸承認申請書を提出し、承認を得なければならない。県は、運営権者が、特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関係法令等を遵守し、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない限り、これを承認する予定である。

（3）空港用地外

運営権者は、空港用地外においても、本事業に含まれる1・2・4-(1)に定める特定運営事業を実施することが求められる。具体的には、空港用地外に設置されている航空障害灯、空港用地外における障害物監視、空港周辺で発生した航空機事故等における消火救難活動が挙げられる。

3 事業期間

（1）本事業の事業期間

事業期間は、平成30年7月1日から平成36令和9年3月31日までとする。

(2) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から事業終了日までとする。

4 本事業の範囲

本事業は、特定運営事業及び任意事業によって構成される。特定運営事業は、空港運営等事業、環境対策事業及び附帯事業であり、任意事業は、運営権者が空港機能を阻害しない等の範囲で任意で行う事業である。

(1) 特定運営事業

ア 空港運営等事業

(ア) 空港基本施設等運営等業務

- 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第12条）
- 空港**保安機能**管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条第1項、航空法第47条の2）
- 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第13条第1項）並びにその收受
- 空港の運用業務（制限区域内の安全管理、エプロン運用等）
- 障害物監視業務（制限表面突出物件等の監視等）
- 空港基本施設等の警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- 航空機事故等の危機管理対策業務
- 危機管理業務（消防・救難業務等）
- 鳥獣防除業務
- 除雪業務
- 飛行場リモート対空援助業務対応業務
- 航空情報（ノータム）発出業務
- 空港基本施設等のその他の運営業務
- 空港基本施設等の維持管理業務

(イ) 空港航空保安施設等運営等業務

- 航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条第2項、航空法第54条第1項）並びにその收受
- 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の運営業務
- 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の維持管理業務

(ウ) 国際会館運営等業務（一体化による増築部を含む）

- 国際会館の利用に係る料金の設定及び收受
- 国際チャーター便関連設備の管理
- 国際会館のテナント等に対する貸付業務
- 国際会館におけるサービス提供業務
- 国際会館の警備業務
- 国際会館の維持管理業務
- 名探偵コナンの装飾に係る維持管理業務（新規設置、更新及び修繕は除く）
- 国際会館のその他の運営業務

(エ) 駐車場施設等運営等業務

- 駐車場施設等の利用に係る料金の設定及び收受（駐車場施設等の利用に係る料金を設定する場合）

- 駐車場施設等の警備業務
- 交通誘導業務
- 駐車場施設等のその他の運営業務
- 駐車場施設等の維持管理業務
- 除雪業務

(才) 空港用地運営等業務

- 県関係機関又は県が指定する者への無償での空港用地の貸付業務
- 県が指定する者への有償での空港用地の貸付業務
- その他第三者への空港用地の貸付業務
- 空港用地の維持管理業務

イ 環境対策事業

- 「航空器騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）」に係る騒音測定業務に対する協力
- 滑走路利用割合に関する地元調整への協力（データ収集、取り纏め等）
- **県が実施する空港周辺部管理事業への協力**

ウ 附帯事業

(ア) ハイジャック等防止対策

- 航空運送事業者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業を経営する者及び航空法第 133 条に規定する航空運送代理店業を経営する者が本空港においてハイジャック、テロその他の航空機に対する不法妨害行為を防止するために行う保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務に係る費用の 2 分の 1 負担

(イ) 協議会等への参画

- 鳥取空港の利用を促進する懇話会に参加するとともに空港の就航促進・利用促進、空の駅化に関する協議会等への積極的な参画

(ウ) 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、空の駅化に関する事業）

(エ) 車両管理業務

(オ) SOLWIN（低層風情報提供システム）保守点検委託業務

(カ) 空港展望所管理業務

(2) 任意事業

運営権者は、空港用地内及び空港用地外において、特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関係法令等を遵守し、風俗営業その他これに類する用途や暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない限り、本事業の目的に沿って、全体計画及び単年度計画に定められた範囲で、自らが必要と考える事業を任意事業として行うことができる。

第2章 事業全体に関する要求水準

第1節 基本的事項に係る要求水準

1 規程の策定・運用

(1) 空港供用規程

ア 空港供用規程の策定

運営権者は、本空港について、民活空港運営法第13条において準用する空港法第12条第1項に基づき、要求水準書に定めるところに従い、空港供用規程を策定しなければならない。

空港供用規程には、以下の内容を記載すること。

- ・空港の概要
- ・運用時間
- ・空港が提供するサービス
- ・利用者その他の者が遵守すべき事項

なお、県は、運営権者が策定した空港供用規程が要求水準書に適合しないときや空港利用者の利便性が著しく低下すると認められるときは、運営権者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

イ 策定手続

- (ア) 運営権者は、空港供用規程の策定に当たっては、必要に応じて当該空港における各関係者と内容に応じて協議・調整を行うこと。
- (イ) 空港の運用時間は、空港条例による。なお、運営権者は、空港の運用時間に変更の必要が生じた場合は、県に協議を行うこと。
- (ウ) 空港供用規程は、県と事前協議の上、国土交通大臣へ届出を行うこと。
- (エ) 運営権者は、策定した空港供用規程をインターネット（当該運営権者のホームページ等）又は利用者に見やすいよう掲示する等の適切な方法によつてより公表すること。
- (オ) 空港供用規程の内容を変更する場合においても、県と事前協議の上、国土交通大臣に届出を行うこと。

ウ 準拠すべき基準等

策定に当たっては、以下の基準等に準拠すること

空港供用規程

- | |
|---|
| (1) 空港供用規程策定ガイドライン（平成21年3月16日航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課制定） |
| (2) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号） |
| (3) 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号） |
| (4) 現行の鳥取空港供用規程 |

(2) 空港機能保安管理規程

ア 空港機能保安管理規程の策定

運営権者は、本空港において、民活空港運営法第12条において読み替えて準用する航空法第47条の2第1項の規定に基づき、空港機能保安管理規程（セイフティ編）策定基準（平成17年9月9日付、国空管第86号、国空建第87号、国空用第126号、国空無第169号）及び空港機能管理保安規程（空港機能保安管理規定期程（セキュリティ編）ガイドライン）等に従い、鳥取空港機能保安管理規程（セイフティ編）及び鳥取空港機能管理保安規程（セキュリティ編）（以下「鳥取空港機能保安管理規程」という。）を策定しなければならない。

なお、県は、運営権者が策定した鳥取空港機能保安管理規程が、要求水準書に適合しないと認めるときは、運営権者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

イ 鳥取空港機能保安管理規程の策定手続き

- (ア) (ア) 運営権者は、鳥取空港機能保安管理規程の策定に当たっては、必要に応じて当該空港における各(イ) 関係者と内容に応じて協議・調整を行うこと。
(ア)
(ウ) (イ) 鳥取空港機能保安管理規程は、県と事前協議の上、国土交通大臣に届出を行うこと。
(イ)
(エ) (ウ) 鳥取空港機能保安管理規程の策定にあたり、関連する規程、要領、計画、マニュアル類を整備す
(オ) (ウ) ること。

ウ 準拠すべき基準等

運営権者は、鳥取空港機能保安管理規程の策定にあたっては、以下の基準等（その時点で最新のもの）に準拠すること。

鳥取空港機能保安管理規程（セイフティ編）

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (2) 航空法施行規則（平成27年運輸省令第56号）
- (3) 空港機能保安管理規程（セイフティ編）策定基準（平成17年9月9月付、国空管第86号、国空建第87号、国空用第126号、国空無第169号）
- (4) 空港機能保安管理規程（セイフティ編）取扱要領（平成26年7月31日付国空安保第180号）
- (5) 測定形によるブレーキング・アクション測定要領（平成23年11月28日付国空用第256号）
- (6) 航空路誌掲載情報指針（平成20年1月9日付国空用第2163号）
- (7) 空港における消防救難体制の整備基準（平成17年9月7日付国空管第84号）
- (8) 空港内の施設の維持管理指針（平成2526年93月2620日付改訂国空安保第352780号）
- (9) 制限区域内工事実施指針（平成26令和2年3月2030日付改訂国空安保技第781586号）
- (10) 第10制限区域内工事実施規程
- (11) 除雪作業実施指針（平成26年3月20日付国空安保第782号）
- (12) 第11除雪作業実施規程
- (13) 航行不能航空機がある場合における滑走路の運用指針（平成26年3月28日付国空安保第933号）
- (14) 空港における安全管理システムの整備基準（平成17年9月9日付国空管第85号、国空

用第 125 号)
(15) 空港運用業務指針（平成 17 年 9 月 9 日付国空用第 124 号、 <u>令和 4 年 4 月 1 日一部改正</u>)
(16) 安全情報等取扱指針（平成 27 年 3 月 13 日付国空安保第 754 号、 <u>国空参航安第 633 号</u> ）
(17) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年鳥取県条例第 24 号）
(18) 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和 42 年鳥取県規則第 37 号）
(19) 現行の鳥取空港 <u>機能保安</u> 管理規程（セイフティ編）
鳥取空港 <u>保安機能</u> 管理規程（セキュリティ編）
(1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
(2) 航空法施行規則（平成 27 年運輸省令第 56 号）
(3) 国家民間航空保安プログラム（平成 16 年 12 月 27 日国空総第 1172 号）
(4) 空港 <u>機能管理保安</u> 規程（空港 <u>機能保安</u> 管理規程（セキュリティ編）ガイドライン（平成 16 年 12 月 27 日国空総第 1176 号、国空管第 128 号）
(5) 空港保安委員会の設置について（平成 18 年 7 月 1 日付国空総第 411 号、 <u>国空安保第 431 号</u> ）
(6) 空港保安地域立ち入り規程（指針）（平成 12 年 1 月 5 日付空官第 290 号）
(7) 空港における保安対策の充実・強化について（平成 16 年 1 月 23 日付国空総第 724 号、国空管第 174 号）
(8) 貨物ターミナルビル監視業務に関する指針（平成 18 年 3 月 1 日付国空総第 1635 号）
(9) 航空機に係る爆破等予告情報処理に関する指針（平成 6 年 6 月 1 日付空総第 78 号、警察庁丙備発第 129 号）
(10) 外部からの投書等に対する対応マニュアル（平成 11 年 12 月 13 日付空総第 247 号）
(11) 不法侵入事案各種要領整備指針（平成 16 年 12 月 22 日付国総第 1034 号）
(12) 航空機不法奪取事件対応訓練に関する基本指針（平成 17 年 3 月 17 日付空総第 1511 号）
(13) 制限区域へ立ちに入る旅客以外の者等に対する保安検査等の実施指針（平成 25 年 6 月 20 日付国空安保第 147 号）
(14) 制限区域又は保安区域に単独で立ち入ることができる立入承認証の発行時における犯歴の確認に関する指針（平成 26 年 6 月 26 日付国空安保第 134 号）
(15) 航空保安情報の取扱いに関する指針（平成 27 年 1 月 30 日付国空安保第 645 号）
(16) 航空保安対策基準（平成 16 年 12 月 27 日付国空総第 1173 号）
(17) 保安検査（X 線検査装置、金属探知機、ボディスキャナーを使用し、又は開披、接触の方法により検査を行う場合）に関する指針（平成 18 年 7 月 10 日付国空総第 411 号）
(18) ボディスキャナーによる保安検査におけるプライバシー保護に関する指針（平成 22 年 12 月 14 日付国空推第 229 号）
(19) 保安検査（液体物検査）に関する指針（平成 18 年 7 月 10 日付国空総第 412 号、 <u>国空安保第 367 号</u> ）
(20) 保安検査（靴検査）に関する指針（平成 18 年 7 月 10 日付国空第 410 号）
(21) 小型機及びヘリにおけるナイフ、爆発物等の危険物の持込み防止について（平成 13 年 9 月 25 日付国空総第 7017 号）
(22) 航空機内持込禁止品に係る航空施行規則の一部改正について（平成 16 年 5 月 1 日付空総第 7004 号）
(23) 機内持込制限品の取扱いに関する指針（平成 22 年 9 月 1 日付国空推第 143 号）
(24) 受託手荷物検査（X 線検査装置を使用し、又は開披の方法により検査を行う場合）に関する指針（平成 18 年 7 月 1 日付国空総第 415 号）
(25) インライン方式による受託手荷物検査に関する指針（平成 14 年 6 月 24 日付国空総第 7020 号）
(26) 貨物室に搭載する受託手荷物又は航空貨物に対するアクセス防止措置について（平成

12年2月1日付空総第17号、空航第109号、空機第91号)

- (27) 爆発物対策の強化について(昭和60年6月28日局長手交)
- (28) 旅客数不一致の場合等の保安措置の確保について(昭和62年12月16日付空総第243号)
- (29) 空港関係者等検査に関する指針(平成17年12月9日国空総第1192号)
- (30) 保安検査場の監視に関する指針(平成7年11月22日付空総第211号)
- (31) 航空機保安検査に関する指針(平成17年3月31日付国空総第1572号)
- (32) 地上作業監視業務に関する指針(平成16年12月27日付国空総第1178号)
- (33) 小型機及びヘリの機体管理等の徹底について(平成13年9月25日付国空総第7019号)
- (34) 航空貨物検査に関する指針(平成18年3月10日付国空総第1633号)
- (35) 蒸散痕跡物等利用爆発物検出装置による検査に関する指針
- (36) 爆発物探知機による検査に関する暫定指針(平成13年10月30日付国空総第7027号)
- (37) 金属探知機及びX線検査装置のテストピースに関する指針(平成19年12月5日付国空推第85号)
- (38) 航空保安検査員等の人員配置基準(平成20年3月28日付国空推第162号)
- (39) 航空機内における安全阻害行為等の防止のための改正航空法の運用等に関するガイドライン(本邦航空運送事業者向け)(平成15年9月9日付国空総第376号)
- (40) 航空機内における安全阻害行為等の防止のための改正航空法の運用等に関するガイドライン(外国人国際航空運送事業者向け)(平成15年11月26日付国空総第571号)
- (41) 携帯型電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性確認要領(本邦航空機向け)(平成26年8月1日付国空安保第181号)
- (42) 携帯型電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性確認要領(外国航空機向け)(平成26年8月1日付国空安保第181号)
- (43) 安全阻害行為等及び携帯型電子機器による電波干渉障害に関する報告実施要領(平成16年9月17日付国空総第769号)
- (44) 保安検査員の認定等に関する指針(平成25年6月20日付)
- (45) 鉄砲等の輸送に関する指針(平成25年6月20日付国空安保第149号)
- (46) 迷惑旅客になる可能性のある旅客の輸送に関する指針(平成25年6月20日付国空安保第150号)
- (47) 旅客と受託手荷物の一致に関する指針(平成25年6月20日付国空安保第151号)
- (48) 制限区域へのゲートにおける立入者等に対する検査指針(平成24年9月26日付国空安保第298号)
- (49) 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示(平成15年10月10日国土交通省告示第1346号)
- (50) 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の運用について(平成19年9月25日付国空推第41号)
- (51) クリーンエリアに持ち込まれる液体物及びSTEBsの保安管理に関する指針(平成27年10月9日付国空安保第428号)
- (52) ワンストップセキュリティ実施要領(平成27年11月25日付国空安保第533号)
- (53) 国土交通省航空局航空保安教育訓練実施要領(平成17年5月12日付国空総第192号)
- (54) 航空保安教育訓練実施指針(平成16年12月27日付国空総第1177号)
- (55) 航空保安教育訓練項目に関する取扱要領(平成17年3月17日付国空総第1511号)
- (56) 航空保安教育訓練実施要領(難形)
- (57) 航空保安教育訓練支援機関の認定等に関する指針(平成25年8月30日付国空安保第288号)
- (58) 航空保安教育訓練支援機関の認定等に関する取扱要領(平成25年8月30日付国空安保

第296号)

- (59) 航空保安教育訓練支援機関の認定等に関する審査要領(平成25年8月30日付国空安保第297号)
- (60) 国家民間航空保安品質管理計画(平成17年8月22日付国空総第885号)
- (61) ハイジャック等防止対策業務の監査の実施について(平成14年5月16日付国空総第7014号)
- (62) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)
- (63) 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)
- (64) 現行の鳥取空港機能保安管理規程(セキュリティ編)

なお、現行の鳥取空港機能保安管理規程の構成を以下に示す。なお、改正があった場合は、最新のものを適用する。

鳥取空港機能保安管理規程(セイフティ編)

第1章 総則

- 1. 1 根拠法令等
- 1. 2 空港の運用時間と使用の条件
- 1. 3 空港に関する情報の周知
- 1. 4 航空機運航状況の記録
- 1. 5 空港設置管理者の義務

第2章 空港用地の詳細

- 2. 1 主要な空港施設を示す空港平面図
- 2. 2 空港周辺の広域平面図
- 2. 3 土地の所有権の所在を示す平面図
- 2. 4 空港の境界を示す平面図

第3章 航空情報機関へ通報すべき空港に関する情報

第4章 空港運用手順及び安全対策の詳細

- 4. 1 航空情報機関への空港に関する情報の通報手順
- 4. 2 空港制限区域への立入り
- 4. 3 空港緊急時対応計画
- 4. 4 消火・救難体制の整備
- 4. 5 制限区域等の安全点検と運航制限
- 4. 6 空港土木施設の維持管理
- 4. 7 制限区域内における工事等作業の安全確保
- 4. 8 エプロンの運用
- 4. 9 エプロン等の安全管理
- 4. 10 制限区域における車両運転の取扱い及び運転規則
- 4. 11 野生動物と航空機の衝突の防止
- 4. 12 障害物管理
- 4. 13 航行不能航空機の撤去
- 4. 14 危険物の取扱い
- 4. 15 低視程時における安全の確保
- 4. 16 ILS制限区域への立入

第5章 飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細

- 5. 1 用語の定義
- 5. 2 協定等
- 5. 3 職員の配置
- 5. 4 管理基準

- 5. 5 運用基準
- 5. 6 保守基準
- 5. 7 異常状態処理基準

第6章 安全管理システム

- 6. 1 根拠法令
- 6. 2 安全目標及び安全方針の設定
- 6. 3 安全管理
- 6. 4 安全研修の実施
- 6. 5 技術のチェック及び再訓練
- 6. 6 安全に関する情報の共有
- 6. 7 業務処理状況の把握
- 6. 8 機器、システム等の性能劣化、それに伴う問題発生等の監視
- 6. 9 職員からの提案制度
- 6. 10 安全上重要な変更の事前評価
- 6. 11 内部監査の実施

別図1 (主要な施設を示す空港平面図)

別図2 (空港周辺の広域平面図)

別図3 (土地の所有権の所在を示す平面図)

別図4 (空港の境界を示す平面図)

別図5 (ILS制限区域)

別添1 (航空情報機関に通報すべき空港に関する情報)

添付資料1 (第1~4章別添資料)

- (1) 鳥取空港航空情報機関への空港に関する情報の通報手順
- (2) 鳥取空港制限区域内工事実施規程
- (3) 鳥取空港除雪作業実施規程
- (4) 鳥取空港におけるエプロンの運用
- (5) 鳥取空港におけるエプロン等の安全管理
- (6) 鳥取空港における野生動物と航空機の衝突防止
- (7) 鳥取空港における制限表面上に出る障害物の設置承認の事務処理基準
- (8) 鳥取空港における航行不能航空機の撤去手順
- (9) 鳥取空港の低視程時における運用

添付資料2 (鳥取空港飛行場灯火の施設の概要)

添付資料3 (鳥取空港機能保安管理規程 (セイフティ編) 実施細則)

添付資料4 (鳥取空港飛行場灯火施設保守要領)

添付資料5 (鳥取空港予備自家発電設備管理要領)

添付資料6 (鳥取空港台風・地震・大雨及び大雪時等の処理要領)

添付資料7 (鳥取空港飛行場灯火施設業務実施要領)

添付資料8 (鳥取空港航空灯火訓練実施要領)

附録属書1 鳥取空港災害対策緊急計画 (平成27年9月31日改正)

附録属書2 鳥取空港消火救難隊業務要領 (平成27年10月30日改正)

附録属書3 鳥取空港維持管理・更新計画書 (平成26年4月1日制定)

附録属書4 航空機の地上試運転要領 (平成令和26年3月5日)

附録属書5 鳥取空港における野生動物衝突防止計画 (平成25年11月29日制定)

附録属書6 鳥取空港航空機撤去計画 (平成23年10月19日)

附録属書7 ILS制限区域管理要領(平成26年3月1日制定) (大阪航空局大阪航空事務所シ

システム運用管理センター)

附件属書8 鳥取空港安全管理マニュアル（平成28年30月47月27日改正）

附件属書9 鳥取空港航空犯罪総合対策要領（平成16年9月1日制定）

附件属書10 鳥取空港管理業務処理要領（昭和61年9月19日制定）

附件属書11 鳥取空港新型インフルエンザ等対応マニュアル（平成21年4月27日制定）

附属書12 鳥取空港無人航空機対応要領（令和2年7月1日制定）

鳥取空港機能保安管理規程（セキュリティ編）

1. 総則

2. 目的

3. 基本的事項

4. 根拠法令等

5. 定義

6. 空港保安委員会

7. 空港の概要

8. 空港の出入管理

(1) 制限区域の保護

[1] 施設要件

[2] 警備要領

(2) 無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼす恐れのある行為の防止に関する事項

(3-2) 旅客、機内持込手荷物等に関する保安措置

(4-3) 預入受託手荷物の保安措置

(5-4) 空港関係者等に関する保安措置

(6-5) 航空貨物に係る保安措置

(7-6) 機内食及び機用品に係る保安措置

(8-7) 銃砲等の運送

(9-8) 航空機の保安措置

(10-9) 検査員等及び保安検査機器等の詳細

(11-10) 航空保安に携わる職員の経験確認

(12-11) 航空保安教育訓練

(13-12) 有効性の評価

(14) 危害行為の防止のための必要な措置

(15) 空港保安事案発生時の通報等

9. 附件属書

(1) 鳥取空港管理関係組織図

(2) 鳥取空港及びその周辺の地図（制限区域、保安区域、クリーンエリア、危険物等所持制限区域（管理者鳥取空港ビル）、SRA及びランドサイドの図）

(3) 立入禁止柵、ゲート等図面（鳥取空港施設配置図）

(4) 鳥取空港グリッドマップ

(5) 検査機器等の設置場所を示した図面（ターミナル及び国際会館内制限区域図）及び検査員及び監視員一覧表

(6) 鳥取空港保安関係者一覧

(7) 鳥取空港航空犯罪総合対策要領

(8) 鳥取空港不法侵入事案対応要領

(9) 航空機に係る爆破等予告情報処理要領

(10) ハイジャック対応訓練の実績及び計画

- (11) 外部からの投書等に対する対応マニュアル
- (12) 鳥取空港保安委員会規約
- (13) 鳥取空港自主監査実施要綱
- (14) 鳥取空港航空保安教育訓練実施要領
- (15) 鳥取空港無人航空機対応要領**

10. 附則

I 鳥取空港**保安機能**管理規程の変更

- (ア) 運営権者は、鳥取空港**保安機能**管理規程に係る策定基準その他関係法令及び国の定める指針等が、制定又は改正された場合は、当該法令等の内容を踏まえ、鳥取空港**保安機能**管理規程に必要な変更を加え、適宜最新の内容を維持しなければならない。また、関連する規程、要領、計画、マニュアル類も必要な変更を加え、適宜最新の内容を維持すること。
- (イ) 鳥取空港**保安機能**管理規程を変更する場合は、事前に県に協議の上、国土交通大臣に届け出ること。
- (ウ) 鳥取空港**保安機能**管理規程及び関連する規程、要領、計画、マニュアル類を変更する場合においても必要に応じて当該空港における各関係者と内容に応じ協議・調整を行うこと。

2 緊急時対応

運営権者は、緊急事態が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に対応できるように「鳥取空港災害対策緊急計画」、「鳥取空港事業継続計画（A2-BCP）」、「鳥取空港航空犯罪総合対策要領」、「鳥取空港新型インフルエンザ等対策マニュアル」、「新型コロナウィルス感染症対策マニュアル」等に基づき、訓練を行うほかく、外部機関との災害対応に関する協定を締結し、緊急時には、迅速かつ適切に対応できるよう備えること。

なお、大規模災害発生等の本空港の運営権者による安全な運営が著しく阻害されるおそれのある事態等実施契約に定める一定の事態（以下「緊急事態」という。）が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき、県は、PF I 法第 29 条第 1 項（第 2 号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業・業務に協力しなければならない。

第2節 業務全般に係る要求水準

1 空港の管理運営

運営権者は、実施契約等、鳥取空港**保安機能**管理規程及び関連する国の定める指針等に従い、本空港を管理しなければならない。さらに、運営権者以外の保安関係者その他の空港利用者等に対しても、鳥取空港**保安機能**管理規程に記載された義務及び国の定める指針等を遵守させるよう努めなければならない。

2 業務の円滑な承継継承及び実施

(1) 契約等の承継

県が運営権設定対象施設等を運営する上で締結している契約、協定、覚書等（以下「契約等」という。）のうち、県が指定するものについて、事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。なお、運営権者は、契約等の相手方と調整の結果、必要がある場合は契約等を締結し直すこと。

(2) 業務の継続及び引継ぎ

ア 事業開始時

運営権者は、本事業開始日に鳥取空港の運営に影響が生じないよう実施契約後、事業実施体制の整備、県から業務の引継ぎ及び国等への届出等必要な手続きを行い、準備を進めること。

イ 事業終了時

運営権者は、本事業終了時、県又は県の指定する者への業務の引継ぎは、原則として事業期間内に行うこととし、自らの責任及び費用負担によってより、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行わなければならない。

(3) 事業全体計画等

運営権者は、以下のとおり計画の策定等を行うこと。

ア 全体計画

- ・ 運営権者は、実施契約、要求水準書、実施方針等及び提案書類に基づき、事業開始予定日から事業終了日までの期間について、本事業全体についての全体計画を作成しなければならない。
- ・ 運営権者は、当該全体計画を事業開始予定日の30日前までに、県に提出し、県は、その内容を適切と認めた場合、事業開始予定日までにこれを承認する。運営権者は、全体計画を作成するに当たっては、実施契約に定める項目の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠すること。
- ・ 運営権者が、事業期間中、全体計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- ・ 運営権者は、事業期間中、全体計画に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力すること。
- ・ 運営権者は、全体計画について、県の承認を得た又は事業期間中に変更の承認を得た後、事業開始日において若しくは同日後速やかに又は変更の承認を得た場合には、当該承認後速やかに運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。

イ 単年度計画

- ・ 運営権者は、事業期間中、事業開始予定日を含む事業年度についての単年度計画を事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての単年度計画を当該事業年度開始日の30日前までに県に提出し、県は、その内容を適切と認めた場合、事業開始予定日又は各事業年度開始日までにこれを承認する。
- ・ 運営権者は、事業期間中、単年度計画に従い、適正に本事業を実施しなければならない。ただし、運営権者は、緊急を要すると認める事項を実施する必要がある場合には、承認済みの単年度計画に記載がない場合であっても、当該事項を実施することができる。この場合、運営権者は当該事項の実施後速やかに単年度計画を変更し、遅滞なく県に変更後の単年度計画を提出しなければならない。
- ・ 運営権者は、単年度計画の初回の提出以降、事業計画（実施方針及び要求水準書において、県負担となつてゐる第2章第2節5.（1）に定める運営権設定対象施設及び関連備品の更新投資、拡張、新規投資（任意事業に係るものを除く。）（更新又は拡張を含む。）、運営交付金の枠を超える更新投資、修繕及び備品の購入又は更新及び単年度計画の策定に当たり県とにおいて運営権者が県と協議し、運営交付金の範囲で実施する1点当たり250万円以上の運営権設定対象施設及び関連備品の大規模修繕に係る各事業年度の計画をいう。）について、各事業年度開始日の前年度の9月末までに、事前協議書を県に提出し、協議及び調整を行うこと。
- ・ 運営権者は、単年度計画の内容を変更しようとする場合（緊急を要すると認める事項を実施する必要がある場合を除く。）には、県に対して事前に変更計画を提出し、県の承認を得なければ

ばならない。

- ・運営権者は、単年度計画について県の承認を得た（変更の承認を含む。）後、速やかに（ただし、事業開始予定日を含む事業年度についての単年度計画については、事業開始日において又は同日後速やかに）運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。

エウ 実施状況の報告

- ・運営権者は、単年度計画の実施状況について運営権者の株主総会後、速やかに当該事業に係る事業報告書及び収支計算書を作成の上、県に提出しなければならない。ただし、運営交付金の精算を必要とするものについては、当該事業年度の終了後、当該事業年度の翌年度の4月20日までに県に提出すること。
- ・運営権者は、事業報告書について県に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。
- ・事業報告書の様式、記載事項及び公表事項等については、県が別途指定する。

(4) モニタリング

運営権者が本業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書の内容を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、モニタリング計画に定めるところによつてより、運営権者による自己点検等（以下「セルフモニタリング」という。）に加え、県による本事業の実施状況の確認等（以下「モニタリング」という。）を行う。

運営権者は、県と協議の上、モニタリング計画を策定すること。

ア 運営権者によるセルフモニタリング

- ・運営権者は、本事業の実施にあたり、モニタリング計画に基づき、点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、県に提出する。
- ・運営権者は、運営権者以外の第三者による定期的なモニタリングを実施するとともに、これを実現するための体制を整備すること。第三者によるモニタリングは、航空・空港の専門機関が担うこととし、部門（土木、機械、灯火電気、保安防災等）ごとに業務の履行状況を確認できるようにすること。
- ・運営権者は、セルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、モニタリング計画に基づき運営権者のホームページ上で公表し、事業期間中、公表を維持しなければならない。
- ・
- ・その他の事項については、運営権者が県と協議して定めるモニタリング計画によるものとする。

イ 県によるモニタリング

- ・県は、事業期間中、運営権者がPFI法、民活空港運営法、航空法、空港法、空港条例等その他の適用法令等並びに要求水準を満たす方法によつてより本事業を実施しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、前条第1項によるモニタリング計画に基づきモニタリングを実施する。なお、モニタリングは、県が直接実施するものに加え、第三者による評価委員会等を県が設置し、当該委員会等によつてより本事業の実施状況の評価を行うことも予定している（事業期間中24回以上を想定）。
- ・モニタリングによつてより本事業が要求水準を満たしていないと判断された場合、県は、運営権者に対して是正の勧告を行うことができる。
- ・運営権者は、前項に基づく是正の勧告を受けたときは、是正の方法及び時期を文書によつてよ

当県に報告するとともに、是正を行い、その結果を県へ報告すること。

- ・ 是正の勧告に対し、運営権者が合理的な理由なく是正を行わないときは、県は、運営権者に対して改善計画の提出を命じることができる。運営権者は、県から改善計画の提出の命令を受けた場合は、速やかに、改善の方法及び時期を文書によってより県に報告するとともに、改善を行い、その結果を県へ報告すること。運営権者は、改善計画の提出の命令を受けてから、60日以内に改善計画を県に提出し、その承認を得る。県が、提出された改善計画では十分に改善がなされないと認定した場合、運営権者は認定日から30日以内に改善計画を県に再提出する。
- ・ 前項の規定に従い改善計画の提出を命じられてから120日以内に改善が見られないと県が合理的に判断する場合、県は、本契約を解除することができる。
- ・ その他の事項については、運営権者が県と協議して定めるモニタリング計画によるものとする。

ウ 法令等に基づく検査等

運営権者は、上記のモニタリングのほか、国、県、関係自治体は、関係法令等に基づき、必要な検査、報告等の依頼があった場合は、適切に対応すること。

3 地域との連携

本空港が地域活性化に資する地域に根ざした空港として発展していくためには、県内の企業、自治体、関係団体等（以下「県内関係団体等」という。）の協力が不可欠であり、また、県民に愛される空港であることが必要である。このため、本事業の実施に当たり、運営権者には、県内関係団体等との連携が求められる。

また、本空港の円滑な運用は、空港周辺地域の理解と協力の下に確保されていることに鑑み、運営権者は、県、県東・中部地区、兵庫県但馬地区の自治体及び鳥取商工会議所など経済団体・関係企業、団体が行う本空港の活性化のための取組や本空港と連携した取組に協力すること。

4 施設の利用に係る料金の設定及び收受

運営権者は、実施契約、要求水準書及び関連する法令等に従い、本事業対象施設の利用者から以下の各号に掲げる利用に係る料金を設定し收受することができる。

- ① 着陸料等
- ② 空港航空保安施設使用料金
- ③ 航空運送事業者やテナント等の施設の利用に係る料金
- ④ その他本事業に係る料金であって、法令等上、料金を設定し收受することが禁止されていないもの

ア 施設の利用に係る料金の收受

(ア) 着陸料等

運営権者は、着陸料等を設定する場合には、民活空港運営法第13条及び空港法第13条に従い、設定する着陸料等をあらかじめ国土交通大臣に届け出るとともに、知事に対してもこれを事前に通知すること。事業期間中に設定した着陸料等を変更しようとするときも同様とする。

ただし、以下の場合においては、着陸料等を收受しないこと。

- ・県が指定する者が使用するとき
- ・離陸後、天候不良等の理由によってより再度着陸のため利用しようとするとき

なお、羽田発着枠政策コンテストによってより鳥取東京便5便化が平成32年3月令和5年10月28日まで継続される見込みである。航空路線の維持のため、航空運送事業者への着陸料支援等に係る着陸料の減免に関する事項については、運営交付金の算定基礎となることから、県と運営権者で協議して行うこととする。

(イ) 航空保安施設の使用料金

運営権者は、空港航空保安施設使用料金を設定する場合には、民活空港運営法第12条第2項及び航空法第54条に従い、設定する使用料金をあらかじめ国土交通大臣に届け出るとともに、県知事に対してもこれを事前に通知すること。事業期間中に設定した空港航空保安施設使用料金を変更しようとするときも同様とする。

(ウ) その他の施設の利用に係る料金

運営権者は、上記以外の施設の利用に係る料金について、PFI法第23条第2項の規定に基づき、あらかじめ知事に届出を行った上で設定、収受し、自らの収入とすることができます。また、当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

ただし、運営権者は、航空旅客の取扱施設の利用に係る料金を設定しようとするときは、国土交通大臣への上限認可申請(空港法第16条第1項)、上限の範囲内での利用料の設定及び届出(空港法第16条第3項)を行うとともに、知事に届け出なければならない。また、当該上限を変更しようとするときも、同様とする。

5 費用の負担

運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担する。

なお、空港用地等のうち県以外の者の所有地については、県が所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を負担する。

(1) 更新投資に係る費用負担

ア 更新投資等の取扱い

更新投資等に係るの費用役割負担分担は、原則として下表に掲げるとおりとする。

区分	主な内容	分担費用負担	
		運営権者	県
更新投資	○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為のうち、国庫補助等事業に該当するもの又は予定価格 7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するもの (滑走路舗装の全面補修、照明柱の建替、設備の交換、航空灯火のLED化、関連備品の買い替え(処分及び新規購入)等)		○※1
	○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為のうち、上記以外のもの	○※2	
	○施設等の規模の拡大や施設等に新たな性能を付加する機能の付加を行う行為のうち、国庫補助等事業に該当するもの又は予定価格 7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するもの (駐車場の整備等)		○※1
	○施設等の規模の拡大や施設等に新たな性能を付加する行為のうち、上記以外のもの	○※2	
	○施設等の部分的な機能や性能を回復させる行為 (舗装の部分的損傷の補修、フェンスの張替、法面の補強、関連備品の修理等)	○-	二

	<ul style="list-style-type: none"> 運営交付金額の範囲 (<u>50-250</u>万円以上の大規模修繕、<u>関連備品については1点当たり250万円以上の場合に限る</u>) (内容は、単年度計画で県と協議の上、決定する) 	<input type="radio"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> 運営交付金額を超える範囲 	<input type="radio"/> ※2	<input checked="" type="radio"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の小規模修繕 (<u>50-250</u>万円未満) 	<input type="radio"/>	
役務等	<ul style="list-style-type: none"> 施設等及び関連備品の点検、調査、清掃等 関連備品に該当しない物品の購入、処分等 	<input type="radio"/>	
新規投資	<ul style="list-style-type: none"> 任意事業によって新たに施設等を整備する行為 (商業施設や宿泊施設等の新たな施設の整備) 国庫補助等事業として、県が必要に応じて空港基本施設、空港基本施設付帯施設等、空港基本施設管理施設、及び空港航空保安施設等を新たに整備する行為 (位置・形式によって異なるが RESA 整備等) 	<input type="radio"/>	
	(※更新投資等には、関連備品も含まれる)		

※1 国庫補助等事業に該当するものについては、県が実施主体となったうえで、設計・工事及び発注者支援業務を運営権者に委託する。また、予定価格 7,000 万円以上の不動産又は動産の買入れに該当するものについては、県が地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によってより議会の議決に付したうえで実施する。

※2 予定価格 3,500 万円以上の不動産若しくは動産の買入れに該当するものについては、その必要性・妥当性等を運営権者が県に対してあらかじめ疎明し県が承認した場合に限り、当該買入代金の 2 分の 1 を県が負担するものとする。また、国際会館又は増築部分（国内線ターミナルビル及び国際会館の連結部）の営繕工事であり、かつ、1 取引単位当たり予定価格 1,000 万円以上のもの（ただし、雨漏り関連の補修工事については同予定価格が 250 万円以上のもの）については、その必要性・妥当性等を運営権者が県に対して予め疎明し県が承認した場合に限り、当該工事代金の 2 分の 1 全額を県が負担するものとする。ただし、県が本項の各負担を行うために必要な予算措置等を、運営権者が計画する実施時期に応じて講じられずで、かつ、運営権者がその実施時期を遅らせることが見直すこともできない場合には、この限りではない県は本項の各負担を行わないものとする。

※3 上記にかかわらず、以下に要する費用については、その実績額を運営交付金の臨時追加分として県から運営権者に対して交付する。

- ① 国庫補助等事業である航空灯火の LED 化を行うことに伴い必要となる以下の購入及び整備
 - ・航空灯火 LED 化補用品
 - ・CCR 用電源装置
 - ・漏洩検査装置
- ② 低層風情報提供システム（SOLWIN）の維持管理・点検

なお、更新投資の実施に伴い航空法第 43 条第 1 項に規定する特に重要な変更を行うときは、当該変更について、知事が国土交通大臣の許可を得なければならないことから、県が手続きを行う。

また、運営権者は、任意事業の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断と費用負担において新規投資及び更新投資を行うことができる。

イ 投資完了後の取扱い

県が実施した更新投資は、必要に応じて運営権者と協議した上で、投資完了後に当該対象部分を運営権設定対象施設に帰属させることがある。運営権設定対象施設に帰属させた場合には、運営権者が運営等を行うこととなる。

任意事業の実施に伴い必要となる施設は、運営権者の所有となり、運営権者が希望して県がこれを承認しない限り、当該施設に運営権は及ばない。

(2) ハイジャック等防止対策に係る費用負担

運営権者は、航空運送事業者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業を経営する者及び航空法第 133 条に規定する航空運送代理店業を経営する者（以下「航空運送事業者等」という。）が本空港においてハイジャック、テロその他の航空機に対する不法妨害行為を防止するために行う保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務に係る費用の 2 分の 1 を負担すること。

なお、詳細については以下を参照のこと。

- (1) 航空保安に対する助成措置について（要請）（平成 18 年 12 月 11 日国交省大臣官房）
- (2) 鳥取空港ハイジャック等防止対策検査業務費補助金交付要綱
- (3) 鳥取空港地上作業監視業務費補助金交付要綱

(3) 保険の加入

運営権者は、事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、空港管理者賠償責任保険を付保すること。

6 その他

(1) 業務の委託

運営権者は、本事業に係る業務（法令上又は実施契約上委託が禁止されている業務を除く。）について、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

(2) 国、県及び地方自治体等からの調査・照会

運営権者は、国、県及び地方自治体等からの各種調査・照会に協力すること。

(3) 関連備品の管理

運営権者は、本事業実施のため、事業開始日に県から無償貸付を受けた関連備品について、適切な場所に保管するとともに、点検・保守等を定期的に実施すること等によってより適切に管理すること。また、それらが適切に実施されているかどうかについて、セルフモニタリングによってより定期的に確認すること。

運営権者は、関連備品の用途変更や実施契約第 47 条第 2 項ただし書きに基づく処分等を希望する場合には、それらの実施を希望する理由、実施することの合理性、実施希望時期等についてあらかじめ県に説明したうえで、県の事前承認を得る適切に管理すること。

第3章 空港基本施設等運営に関する要求水準

第1節 対象施設

空港基本施設等及び空港航空保安施設に関する要求水準の対象とする施設の現況は、別紙2に示すとおりである。

航空機の運航に関わる土木施設や航空灯火等は、関係する法令等にその仕様等が定められており、運営権者は、これらに関係する法令等を十分把握した上で、主要施設の機能を補助する施設等を含めて、鳥取空港**保安機能**管理規程等に基づき、適切に維持管理を実施しなければならない。なお、法令等が変更された場合は、要求水準書を見直し等適切な対応を行わなければならない。

第2節 要求水準

1 空港基本施設等運営等業務

(1) 空港の運用業務（制限区域内の安全管理、エプロン運用等）

運営権者は、関係法令、鳥取空港**保安機能**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(2) 障害物監視業務（制限表面突出物件等の監視等）

運営権者は、関係法令、鳥取空港**保安機能**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(3) 空港基本施設等の警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(4) 航空機事故等の危機管理対策業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(5) 危機管理業務（消防・救難業務等）

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(6) 鳥獣防除業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(7) 除雪業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(8) 飛行場リモート対空援助業務対応業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(9) 航空情報（ノータム）発出業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(10) 空港基本施設等のその他の運営業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(11) 空港基本施設等の維持管理業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

2 空港航空保安施設等運営業務

(1) 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の運営業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(2) 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設並びに付随する土木施設、電気施設及び機械施設の維持管理業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

3 空港用地運営等業務

(1) 県関係機関又は県が指定する者への無償での空港用地の貸付業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 空港用地の貸付業務について、県が公共施設等運営権設定前から貸付を行っている者については、現行の貸付条件を引き継ぐこと。（別紙3参照）

(2) 県が指定する者への有償での空港用地の貸付業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 空港用地の貸付業務について、県が公共施設等運営権設定前から貸付を行っている者については、現行の貸付条件を引き継ぐこと。（別紙3参照）

(3) その他第三者への空港用地の貸付業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、空港施設の利用及び土地の使用料を定め、第三者に貸し付けることができる。
- ・ 運営権者は、空港施設の利用及び土地の使用料を定めたときは、県に届け出ること。

(4) 空港用地の維持管理業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、空港用地の衛生的かつ快適な環境を維持するため、定期清掃、草刈等を行い適切な維持管理を行うこと。

第4章 国際会館等運営等業務に関する要求水準

第1節 対象施設

1 国際会館（増築部含む）

国際会館 S造 3階 4,265.23 m²
増築部棟 S造 2階 1,323.81 m²

2 駐車場施設

665900台（第1駐車場：438787台、第2駐車場：14548台、第3駐車場：8265台）

第2節 要求水準

1 国際会館運営業務

(1) 国際会館の利用に係る料金の設定及び收受

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**保安機能**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、国際会館の利用に係る料金（テナント、会議室、広告等）を設定し、收受することができる。
- ・ 当該料金を設定したときは、県に届け出ること。

(2) 国際チャーター便関連設備の管理

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、国際チャーター便運行時には、出国待合室、入国待合室への立入申請、関連設備の準備等を行うこと。

(3) 国際会館のテナント等に対する貸付業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

- ・ 運営権者は、テナント料金を設定し、構内営業を実施するスペースの貸付を行う。
- ・ 運営権者は、構内営業を行う者の募集・選定・契約に当たっては、以下の事項を遵守しつつ、空の玄関口としてふさわしいテナントを誘致し、当該テナントに対して必要となるスペースを貸与すること。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 空港の設置管理上及び対象施設の運営上支障のないこと。 |
| (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する内容でないこと。 |
| (3) 公衆に不快感を与える内容でないこと。 |

- ・ 運営権者は、必要に応じて室内広告を掲出する者に対して必要なスペースを貸与すること。
ただし、名探偵コナンの装飾がある場所は、制限があるので、事前に関係者と調整を行うこと。
 - ・ 運営権者は、室内広告を掲出する者の募集・選定・契約に当たっては、以下の事項を遵守しつつ、空の玄関口としてふさわしい内容の広告を誘致し、当該広告のスペースを貸与すること。
- | |
|--------------------------------|
| (1) 空港の設置管理上及び対象施設の運営上支障のないこと。 |
| (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する内容でないこと。 |
| (3) 公衆に不快感を与える内容でないこと。 |

(4) 国際会館におけるサービス提供業務

- ・ 空港利用者を対象にした顧客満足度調査を実施し、公表すること。
- ・ 顧客満足度調査は、少なくとも年1回以上実施し、ホームページ等で公表することによつてより、空港利用者の意見を適切に把握し、改善すべき点を明確にした上で、快適で魅力あるサービス提供の実現に努めること。なお、顧客満足度調査の結果については、県に対しても報告を行うこと。

(5) 国際会館の警備業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(6) 国際会館の維持管理業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、安全性の確保、各機器の安定的・効率的な稼働、植栽の保護・育成、施設の衛生的かつ快適な環境維持等を目的とした監視、制御、日常的な保守点検を行うこと。
- ・ 運営権者は、維持管理記録を作成し、適切に管理すること。

(7) 名探偵コナンの装飾に係る維持管理業務（新規設置、更新及び修繕は除く）

- ・ 名探偵コナンの装飾の新規設置、更新及び修繕、日常点検、清掃等の維持管理等について県と運営権者が協議の上、別途定める。

(8) 国際会館のその他の運営業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港機能保安管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、地域の活動等に配慮するよう努めること。

2 駐車場施設等運営等業務

(1) 駐車場施設等の利用に係る料金の設定及び収受

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、効率的かつ最適な空港運営ができるよう駐車場の運営を行うこととし、県と協議の上、駐車場の料金を設定し、収受することができる。

(2) 駐車場施設等の警備業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

(3) 交通誘導業務

- ・ 運営権者は、駐車場案内・誘導、満車・空車情報、駐車区画案内等、必要なサインを適切に設置し、円滑な自動車保管及び安全管理に努めること。
- ・ 駐車場内の歩行者及び車両の安全確保、及び車両走行の円滑化が十分に図られること。

(4) 駐車場施設等のその他の運営業務

- ・ 運営権者は、利用者が安全・快適に駐車場を利用できるように適切に運営を行うこと。
- ・ 駐車場の利用時間は、午前5時00分から午後10時30分までとする。ただし、運営権者は、空港の適切な運営上、必要があると認められる場合、利用時間を変更することができる。利用時間変更する場合は、県に事前に協議を行うこと。
- ・ 駐車場は、バリアフリー新法に基づくバリアフリーを満たし、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備及び配置とするよう努めるとともに、身体障がい者用の駐車場についても、所要の台数を確保すること。また、身体等に障がいのある**かた**や高齢の**かた**などで歩行が困難な**かた**、あるいは怪我や出産前後で一時的に歩行が困難な**かた**などが施設の専用駐車スペースを適切に利用できるよう、「ハートフル駐車場利用証制度」に基づくハートフル駐車場を確保すること。

(5) 駐車場施設等の維持管理業務

- ・ 運営権者は、利用者が安全・快適に駐車場を利用できるように施設・設備の機能や状態を常時適切に運営及び維持管理を行うこと。

(6) 除雪業務

- ・ 運営権者は、関係法令、鳥取空港**機能保安**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

第5章 環境対策事業に関する要求水準

第1節 航空機騒音対策業務に関する要求水準

1 航空機騒音測定業務への協力

- (ア) 運営権者は、県が「航空器騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）」に基づいて実施する騒音測定業務に対する協力すること。
- (イ) 運営権者は、国、県及び関係自治体が実施する生活環境及び自然環境に関する調査、着陸対策事業に協力すること。
- (ウ) 運営権者は、県が実施する空港周囲部の土地及び施設の維持管理並びに空港周囲部の自然環境の保全に関する事業に協力すること。

2 滑走路利用割合に関する地元調整への協力

航空機の離着陸の滑走路利用割合について、県、鳥取市及び賀露町自治会と協定しており、年間の実績を報告している。運営権者は、県が実施する滑走路利用割合に関する地元調整に必要となるデータの収集、取り纏めに協力すること。なお、地元調整は、県が主体となって行う。

3 県が実施する空港周囲部管理事業への協力

県が実施する空港周囲部（本空港の整備に関連して県が空港用地外で用地取得した区域をいう。）の土地及び施設の維持管理並びに空港周囲部の自然環境の保全に協力すること。

第6章 附帯事業に関する要求水準

第1節 就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業に関する要求水準

1 基本方針

県は、運営権者に空港の管理を民間委託することで、民間のアイデア、経営ノウハウ、全国的なネットワークを活かしたエアポートセールス、空港の更なる魅力向上や賑わい創出など「空の駅化」「ツインポート化」の推進がさらに加速されることを期待しているところである。

運営権者は、就航促進・利用促進、空の駅化に係る事業を積極的に提案し、実施するよう努めること。

2 要求水準

- (ア) 運営権者は、就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業を実施する際は、空港機能を阻害せず、関係法令、鳥取空港**保安機能**管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。
- (イ) 運営権者は、就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業を実施する際は、必要に応じて、県及び鳥取空港の利用を促進する懇話会等関係団体と連携、協力し、より効果的な取組みとなるように努めること。
- (ウ) 運営権者は、県や関係団体が実施する就航促進・利用促進事業、空の駅化に係る事業に協力す

ること。

第2節 ハイジャック等防止対策に関する要求水準

運営権者は、航空運送事業者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を経営する者及び航空法第133条に規定する航空運送代理店業を経営する者（以下「航空運送事業者等」という。）が本空港においてハイジャック、テロその他の航空機に対する不法妨害行為を防止するために行う保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務に係る費用の2分の1を負担する。

第3節 協議会等への参画

1 鳥取空港の利用を促進する懇話会への参画

運営権者は、鳥取空港の利用を促進する懇話会へ参画すること。

2 その他の協議会への参画

運営権者は、上記のほか、空港の更なる魅力向上や賑わい創出などに係る協議会等が設置される場合には、積極的に参画すること。

第4節 車両管理業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能管理規程等関連基準等を遵守の上、車両の台数確認や適切な場所（車両に悪影響を与えない場所）での保管を行うなど、適切な利用を行うこと。また、作動点検等を実施し、管理状況をチェックリストに記録すること。

第5節 SOLWIN(低層風情報提供システム)保守点検委託業務

運営権者は、関係法令、鳥取空港機能管理規程等関連基準等を遵守し、適切に実施すること。

第6節 空港展望所管理業務

運営権者は、利用者が安全・快適に施設（駐車場を含む）を利用できるように施設の状態を把握し、適切に維持管理を行うこと。

第7章 任意事業に関する要求水準

運営権者は、空港用地内及び空港用地外において、特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関係法令、鳥取空港**保安機能**管理規程等関連基準等を遵守し、風俗営業その他これに類する用途や暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない限り、本事業の目的に沿って、全体計画及び単年度計画に定められた範囲で、自らが必要と考える事業を行うことができる。